



論点9 日本語能力の向上方策 関係資料

令和5年7月31日

資料目次

・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】	3
・「日本語教育の参照枠」	5
・日本語教育機関の習得レベル（イメージ）	8
・「日本語教育の参照枠」に基づく日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック！」について	9
・日本語能力評価・試験等のCEFRLレベル尺度との対応付け（各団体の対応）	10
・日本語能力評価・試験等の活用例	11
・国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）	12
・日本語教育機関及び日本語教師に関する現状・課題・方向性	13
・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要	19
・認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）	20
・認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）	21
・登録日本語教員の筆記試験・教育実習と求められる資質・能力の対応関係（イメージ）	22
・日本語教育に関する多言語情報発信サイト イメージ（案）	23
・新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ	24
・今後の主な論点と方向性（案）	25
・「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について	26
・【事例①技能実習生に対する日本語研修】インターカルト日本語学校（福島県）	27
・【事例②技能実習生に対する日本語研修】（公社）国際日本語普及協会AJALT	28
・【事例③就労場面オンライン日本語研修】文化庁委託：オンライン日本語教育実証事業	29
・「地域における日本語教育の在り方について」（報告）のポイント	30
・外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業	31
・つながるひろがるにほんごでのくらし	34
・【事例④京都府×京都日本語学校：定住外国人向け日本語教室】	35
・【事例⑤山梨県×ユニタス日本語学校：県内全域の日本語教育体制整備】	36

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

- 国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。
- 地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育

(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

(日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項



- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

「日本語教育の参照枠」(文化審議会:令和3年10月まとめ)

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えてきた。

また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。

- ・国内に在留する外国人 : 約308万人 (令和4年末)
- ・国内で就労する外国人 : 約182万人 (令和4年10月)
- ・海外における日本語学習者 : 約379万人 (令和3年)



2. ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) とは

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、**40もの言語に翻訳**
- ・言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、**教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。**
- ・ヨーロッパ各国では、外国人の受け入れのための**言語能力の判定試験の基準にも用いられている。**

⇒「日本語教育の参照枠」は、**国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。**

* CEFR.: Common European Framework of Reference for Languages

3. 「日本語教育の参照枠」

CEFRを参考に「日本語教育の参照枠」をとりまとめ

日本語の習得段階に応じて求められる教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

4. 日本語能力の五つの言語活動 (技能)

- ・従来の言語の四技能 (聞く、読む、話す、書く) のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、6レベル (A1~C2) で整理。

聞くこと

読むこと

話すこと
(やり取り)

話すこと
(発表)

書くこと

- ・五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文 (Can do) を用いて 学習目標を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。

【話すこと (やり取り) : A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと (やり取り) : B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」

全体的な尺度（抜粋）	熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
		C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解ことができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
	自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
		B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
	基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
		A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

「日本語教育の参照枠」 言語活動別の熟達度

段階	レベル	理解すること		話すこと		書くこと
		聞くこと	読むこと	やり取り	発表	書くこと
熟達した言語使用者	C2	生であれ放送されたものであれ、自然な速さで話されても、その話し方の癖に慣れる時間の余裕があれば、どんな種類の話し言葉も、難なく理解できる。	抽象的で、構造的にも言語的にも複雑な、例えばマニュアルや専門の記事、文学作品のテキストなど、事実上あらゆる形式で書かれた言葉を容易に読むことができる。	慣用表現、口語体表現をよく知っていて、いかなる会話や議論でも努力しないで加わることができる。 自分を流ちょうに表現し、詳細に細かい意味のニュアンスを伝えることができる。 表現上の困難に出合っても、周りの人がそれにほとんど気が付かないほどに修正し、うまく繕うことができる。	状況にあった文体で、はっきりとすらすらと流ちょうに記述や論述ができる。 効果的な論理構成によって聞き手に重要点を把握させ、記憶にとどめさせることができる。	明瞭な、流ちょうな文章を適切な文体で書くことができる。 効果的な論理構成で事情を説明し、その重要点を読み手に気付かせ、記憶にとどめさせるように、複雑な内容の手紙、レポート、記事を書くことができる。 仕事や文学作品の概要や評を書くことができる。
	C1	たとえ構成がはっきりとなく、関係性が暗示されているに過ぎず、明示的でない場合でも、長い話が理解できる。 特別の努力なしにテレビ番組や映画を理解できる。	長い複雑な事実に基づくテキストや文学テキストを、文体の違いを認識しながら理解できる。 自分の関連外の分野での専門の記事も長い技術的説明書も理解できる。	言葉を殊更探さずに流ちょうに自然に自己表現ができる。 社会上、仕事上の目的に合った言葉遣いが、意のままに効果的にできる。 自分の考えや意見を正確に表現でき、自分の発言を上手に他の話し手の発言に合わせるができる。	複雑な話題を、派生的話題にも立ち入って詳しく論ずることができる、一定の観点を展開しながら、適切な結論でまとめ上げることができる。	適当な長さで幾つかの視点を示して、明瞭な構成で自己表現ができる。 自分が重要だと思ふ点を強調しながら、手紙やエッセイ、レポートで複雑な主題を扱うことができる。 読者を念頭に置いて適切な文体を選択できる。
自立した言語使用者	B2	長い会話や講義を理解することができる。 また、もし話題がある程度身近な範囲であれば、議論の流れが複雑であっても理解できる。 大抵のテレビのニュースや時事問題の番組も分かる。 共通語の映画なら、大多数は理解できる。	筆者の姿勢や視点が出ている現代の問題についての記事や報告が読める。 現代文学の散文は読める。	流ちょうに自然に会話をすることができ、熟達した日本語話者と普通にやり取りができる。 身近なコンテキスト(文脈・背景)の議論に積極的に参加し、自分の意見を説明し、弁明できる。	自分の興味関心のある分野に関連する限り、幅広い話題について、明瞭で詳細な説明をすることができる。 時事問題について、いろいろな可能性の長所、短所を示して自己の見方を説明できる。	興味関心のある分野内なら、幅広くいろいろな話題について、明瞭で詳細な説明文を書くことができる。 エッセイやレポートで情報を伝え、一定の視点に対する支持や反対の理由を書くことができる。 手紙の中で、事件や体験について自分にとっての意義を中心に書くことができる。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、明瞭で共通語による話し方の会話なら要点を理解することができる。 話し方が比較的ゆっくり、はっきりとしているなら、時事問題や、個人的若しくは仕事上の話題についても、ラジオやテレビ番組の要点を理解することができる。	非常によく使われる日常言語や、自分の仕事関連の言葉で書かれたテキストなら理解できる。 起こったこと、感情、希望が表現されている私信を理解できる。	当該言語圏の旅行中に最も起こりやすい大抵の状況に対処することができる。 例えば、家族や趣味、仕事、旅行、最近の出来事など、日常生活に直接関係のあることや個人的な関心事について、準備なしで会話に入ることができる。	簡単な方法で語句をつないで、自分の経験や出来事、夢や希望、野心を語るすることができる。 意見や計画に対する理由や説明を簡潔に示すことができる。 物語を語ったり、本や映画のあらすじを話し、それに対する感想・考えを表現できる。	身近で個人的に関心のある話題について、つなかりのあるテキストを書くことができる。 私信で経験や印象を書くことができる。
基礎段階の言語使用者	A2	(ごく基本的な個人や家族の情報、買い物、近所、仕事などの)直接自分につながるのある領域で最も頻繁に使われる語彙や表現を理解することができる。 短い、はっきりとした簡単なメッセージやアナウンスの要点を聞き取れる。	ごく短い簡単なテキストなら理解できる。 広告や内容紹介のパンフレット、メニュー、予定表のようなものの中から日常の単純な具体的に予測が付き情報を取り出せる。 簡単に短い個人的な手紙は理解できる。	単純な日常の仕事の中で、情報の直接のやり取りが必要ならば、身近な話題や活動について話合いができる。 通常は会話を続けていくだけの理解力はないのだが、短い社会的なやり取りをすることはできる。	家族、周囲の人々、居住条件、学歴、職歴を簡単な言葉で一連の語句や文を使って説明できる。	直接必要のある領域での事柄なら簡単に短いメモやメッセージを書くことができる。 短い個人的な手紙なら書くことができる。例えば礼状など。
	A1	はっきりとゆっくり話してもらえれば、自分、家族、すぐ周りの具体的なものに関する聞き慣れた語やごく基本的な表現を聞き取れる。	例えば、掲示やポスター、カタログの中によく知っている名前、単語、単純な文を理解できる。	相手がゆっくり話し、繰り返したり、言い換えたりしてくれて、また自分が言いたいことを表現するのに助け船を出してくれるなら、簡単なやり取りをすることができる。 直接必要なことやごく身近な話題についての簡単な質問なら、聞いたり答えたりできる。	どこに住んでいるか、また、知っている人たちについて、簡単な語句や文を使って表現できる。	新年の挨拶など短い簡単な葉書を書くことができる。 例えばホテルの宿帳に名前、国籍や住所といった個人のデータを書き込むことができる。

○「日本語教育の参照枠」では、言語活動別の熟達度について、CEFRに掲載されている「共通参照レベル：自己評価表」に準じたレベル及び言語能力記述文を設定する。
レベルと言語活動の軸は「日本語教育の参照枠：全体的な尺度に合わせる」で転換した。翻訳については、CEFR日本語版(2014年追補版)の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

日本語教育機関の習得レベル(イメージ)

全体的な尺度 (日本語参照枠)
日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

現状：全体約2800機関、学習者約22万人

* ボランティアによる日本語教室含む(R4文化庁調べ)

※コロナ前の令和元年：約28万人

機関数の割合

- ・法務省告示校25.2%
- ・大学等19.8%
- ・国際交流協会12.7%
- ・地方公共団体11.0%
- ・教育委員会7.9%
- ・任意団体等23.4%

学習者数の割合

- ・法務省告示校43.6%
- ・大学24.8%
- ・国際交流協会8.9%
- ・地方公共団体6.0%
- ・教育委員会3.4%
- ・任意団体等13.3%

■ 国内でA1-2レベル
様々なレベル

地域日本語教室

現状
■ 監理団体等による
日本語学習を含む
講習

技能実習

・監理団体
約3,600*
(R5.1時点)

高度専門人材

現状
■ 入学時B2以上

特定技能

現状
■ 入国時等の
際にA2相当以上
の水準

大学別科

大学

現状 822施設* (R4.11.15時点)

- 進学：79.4%
- 就職：9.0%
- 帰国等：11.6%

(JASSO「外国人留学生進路状況調査結果」
(2021年))

法務省告示校

現状
■ 入学時A1相当
/卒業時B2レベル
(N2/留試200点)
最長2年(0.5/1/1.5年コース)
380~1,520時間以上

熟達した言語使用者

C2

C1

自立した言語使用者

B2

B1

基礎段階の言語使用者

A2

A1

※ (*)が付してあるものは入管庁調べ

日本語能力評価・試験等のCEFRレベル尺度との対応付け（各団体の対応）



日本語能力を測定する筆記試験（読解、聴解）による評価や、パフォーマンス評価等を実施。CEFRを参考に各団体独自の対応付けを有無で回答（○：有 -：無）

能力評価の名称	測定技能	CEFRレベル尺度との対応付け	CEFRレベル尺度との対応付けの検証
日本語能力試験 (JLPT)	読む・聞く	- ※	○
JPT日本語能力試験	読む・聞く	○	○
ACTFL-OPI	話す（やりとり）	○	○
日本語NAT-TEST	読む・聞く	○	○
J.TEST 実用日本語検定	読む・聞く・書く	○	○
ACTFUL及びLTIの習熟度試験（日本語版）	読む・聞く・書く・話す（やりとり）	○	○
BJTビジネス日本語能力テスト	読む・聞く	○	-
日本留学試験(EJU)	読む・聞く・書く	-	-
標準ビジネス日本語テスト (STBJ)	読む・聞く	○	○
J-CAT 日本語テスト	読む・聞く	○	○
アルクの電話による日本語会話 テスト JSST	聞く・話す（発表・やりとり）	-	-
TOPJ実用日本語運用能力試験	読む・聞く	○	○

能力評価の名称	測定技能	CEFRレベル尺度との対応付け	CEFRレベル尺度との対応付けの検証
J-cert生活・職能日本語検定 (J-cert)	読む・聞く・書く・話す（発表・やりとり）	○	○
実践日本語コミュニケーション検定 (PJC)	読む・聞く	○	○
実践日本語コミュニケーション検定・ブリッジ (PJC Bridge)	読む・聞く	○	○
OPIc（日本語版）	話す（やりとり）	○	○
JLCT（外国人日本語能力検定）	読む・聞く	○	○
ONIT口頭ビジネス日本語試験	話す（発表・やりとり）	○	○
国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic)	読む・聞く	○	○
日本語コミュニケーション能力測定試験 (JLCAT)	読む・聞く・書く・話す（発表・やりとり）	○	○

文化審議会国語分科会「日本語教育の参照枠 報告」（令和3年10月）
p.133 令和3年2月実施調査結果より作成したもの

※日本語能力試験は、対応付けに関する検証調査を開始しており、2025年7月対応付けの予定。

外国人の日本語能力を評価する試験は、在留管理等の各種制度において活用されている。

<p>在留資格「特定技能」 ・1号特定技能外国人に求められる日本語能力</p>	<p>ある程度の日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められる。当該日本語能力水準は、<u>分野所管行政機関が定める試験等</u>により確認する。</p> <p>【全分野共通】 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験」(N4以上)のほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p> <p>【介護分野】 (上記に加えて) 介護日本語評価試験</p>
<p>在留資格「留学」 ・専修学校又は各種学校において「留学」の在留資格で教育を受けるに足りる日本語能力</p> <hr/> <p>・日本語教育機関へ入学するための日本語能力</p> <hr/> <p>・日本語教育機関の告示抹消の基準</p>	<p>以下の試験により当該日本語能力が証明される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力試験のN1又はN2 ・日本留学試験の200点以上 ・BJTビジネス日本語能力テストの400点以上 <p>勉学の意思及び能力を測る指標の一つとして、<u>以下の試験又は日本語履修歴により日本語能力を確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力試験のN5 ・BJTビジネス日本語能力テストの300点以上 等 <p>日本語教育機関の各年度の課程修了者のうち、大学等進学者、特定の在留資格への変更を許可された者及び「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが証明された者の数の割合が3年間連続して7割を下回るとき、法務省告示からの抹消の対象となる</p>
<p>在留資格「高度専門職」 ・高度人材ポイント制の特別加算対象となる日本語能力</p>	<p>以下の試験等により日本語能力が証明される場合、特別加算としてポイントが加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語能力試験N1 (15点) 及びN2 (10点) ・BJTビジネス日本語能力テスト480点以上 (15点) 及び400点以上 (10点)
<p>EPA (経済連携協定) (在留資格「特定活動」) ・EPAに基づく看護師、介護福祉士の候補者選定の条件</p>	<p>日本語能力試験N3 (ベトナム)、N4程度 (インドネシア)、N5程度 (フィリピン) 以上の認定が必要</p>
<p>日系四世受入れ制度 (在留資格「特定活動」) ・受入対象者の要件</p>	<p>受入対象者の要件として、<u>入国時に日本語能力試験N5相当以上、更新時にN4 (1年超) 及びN3 (3年超) 相当以上</u></p>
<p>国家資格 医師、歯科医師、薬剤師等の国家試験の受験資格認定</p>	<p>日本語能力試験N1の認定が必要</p>
<p>中学校卒業程度認定試験 国語の試験免除</p>	<p>日本語能力試験N1又はN2に合格した外国籍受験者は国語の科目が免除</p>

国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）

2023年7月

■概要	<p>主として就労のために来日する外国人が遭遇する生活場面でのコミュニケーションに必要な日本語能力を測定し「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力」（CEFRのA2レベル相当）の有無を判定するテスト</p> <p>*在留資格「特定技能1号」の要件となる日本語能力を測るテストとして活用</p> <p>*2023年4月より技能実習「介護1号」の要件となる日本語能力を測るテストに追加</p>
■実施国	<p>国外11か国（19都市）および日本（47都道府県）で実施。</p> <p>インドネシア、フィリピン、タイ、カンボジア、ミャンマー、ネパール、スリランカ、インド、バングラデシュ、モンゴル、ウズベキスタン</p> <p>*「特定技能」に関わる協力覚書（MOC）署名済で特定技能試験（技能、日本語）の実施枠組みが整った国で順次開始</p>
■実施実績	<p>2023年6月末までの累計受験者数は117,211人、累計合格者数は49,119人</p>
■実施頻度	<p>概ね毎月開催（4月を除く）</p>
■実施方法	<p>CBT（コンピューター・ベースト・テスト）方式</p> <p>*CBTサービスを提供する事業者（プロメトリック社）に業務委託。</p>
■受験料	<p>実施国により異なる。国外は日本円約2,500円～3,500円相当。日本国内は7,000円</p>
■結果の通知	<p>試験会場のコンピュータ画面上に表示。</p> <p>受験日から概ね5営業日後より専用サイトにて判定結果通知書のダウンロードが可能</p>
■主催	<p>独立行政法人 国際交流基金</p>

日本語教育機関及び日本語教師に関する現状・課題・方向性

現状

- 国内の日本語学習者数は約28万人(R1)過去最高
- 日本語学習者 (H22:約16.8万→R1:28万人) 増加
- 日本語教育実施機関数(H22:約1800→R1:2500)増加
- 日本語教師数 (H22:約3.3万→R1:4.6万人) 近年横ばい

国内の日本語学習者数/教育機関・施設等数/日本語教師数の推移



課題

【共通課題】(留学生、就労者、生活者)

日本語教育の環境整備が喫緊の課題

- **教育の質の確保**のための仕組みが不十分
- 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、**教育水準等について正確・必要な情報を得ることが困難**
- **専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分**
- **地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況**
- **全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備の更なる充実が必要**

方向性

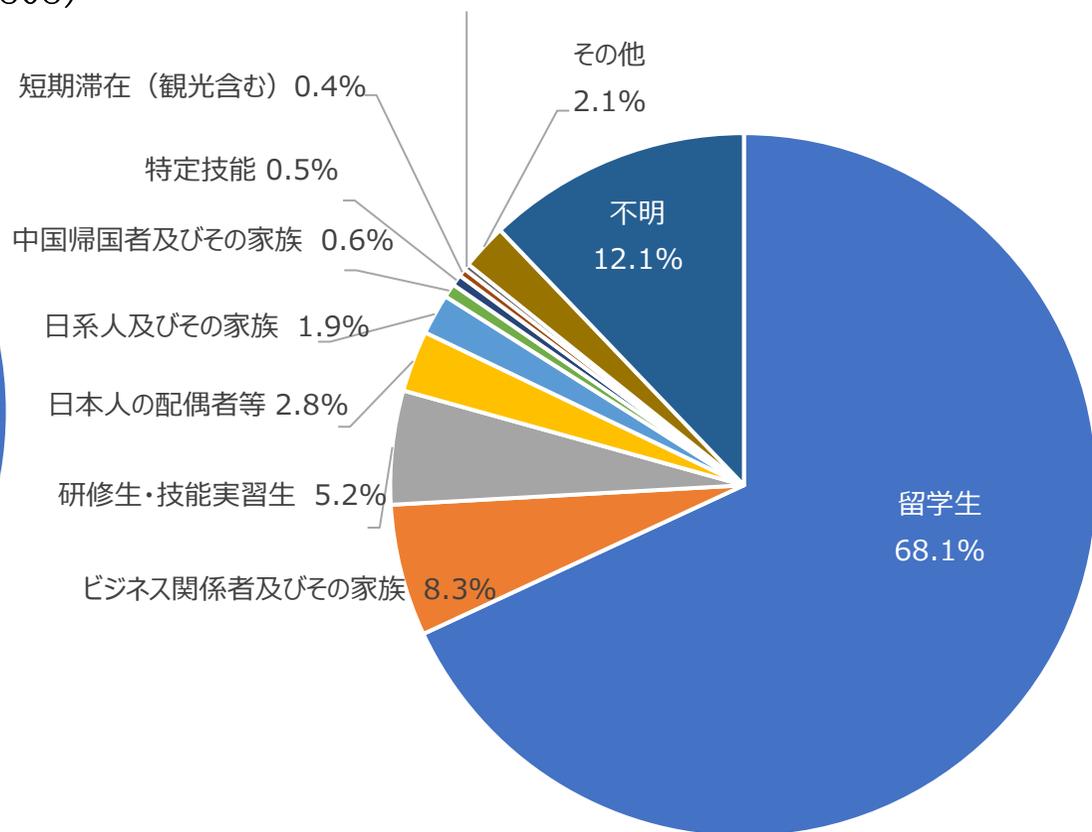
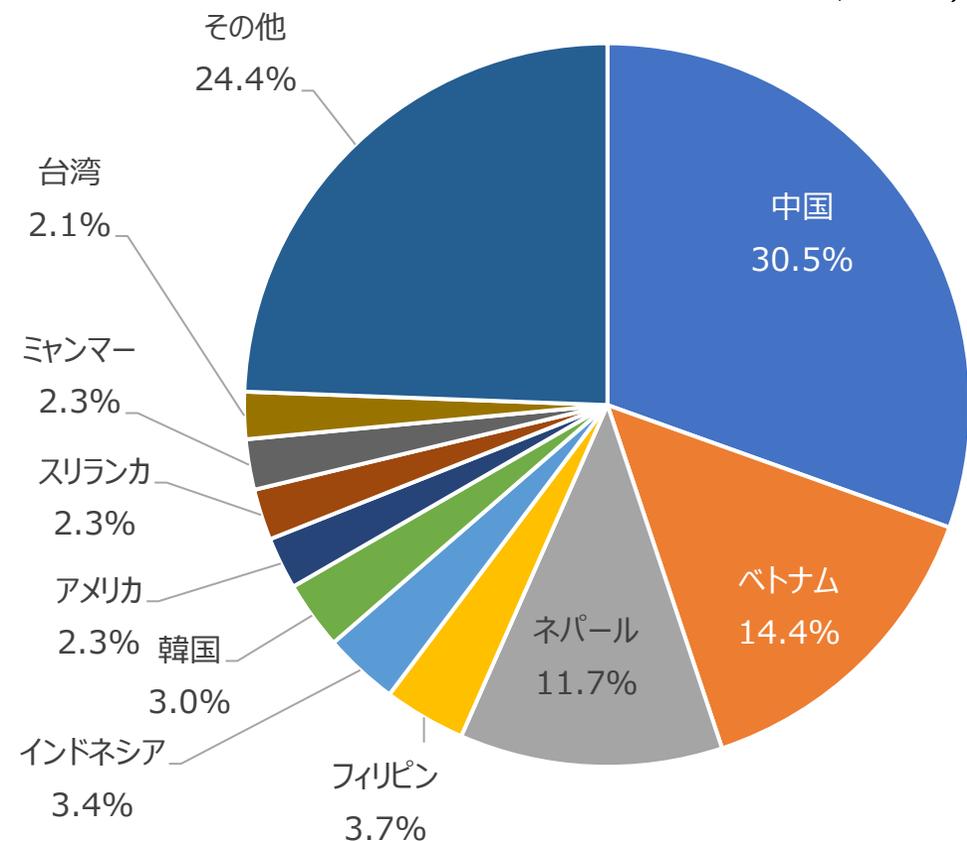
- ◆**新たな法案検討**：学習ニーズに対応した①**質が確保された「認定日本語教育機関」**、②**日本語教師の資格化に関する法整備**
- ◆**制度実現に向けた取組推進**：希望する学習者、企業、自治体等に向けて、**文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等推進**

国内の日本語学習者数（国籍比率／属性）

○約8割をアジア出身者が占めている。中国とベトナム、ネパールで5割を超えている。
○日本語学習者は留学生が約68%、ビジネス関係者8.3%、技能実習生等5.2%。

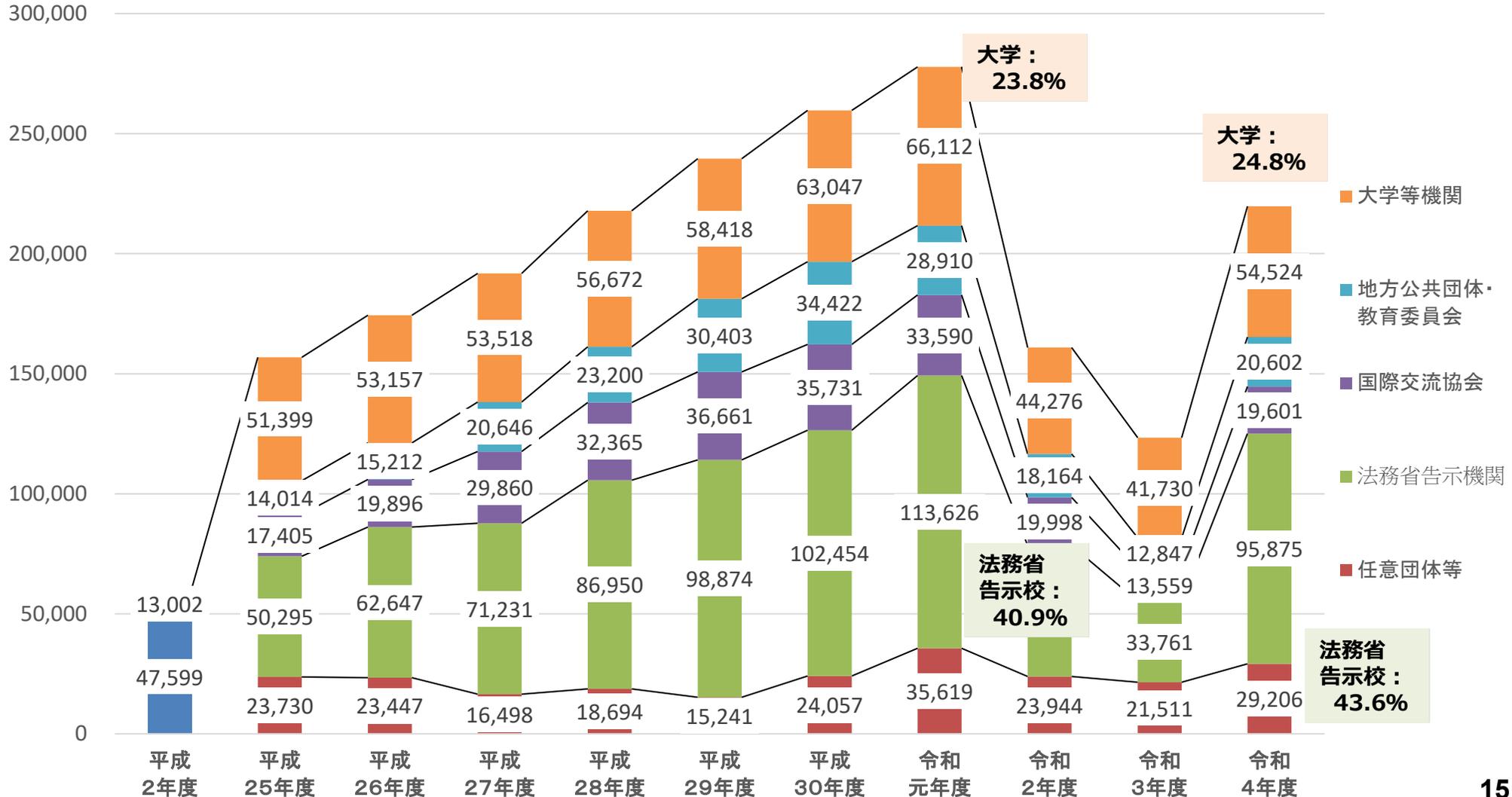
(n=219,808)

難民及びその家族 0.3%



国内の日本語学習者数の推移

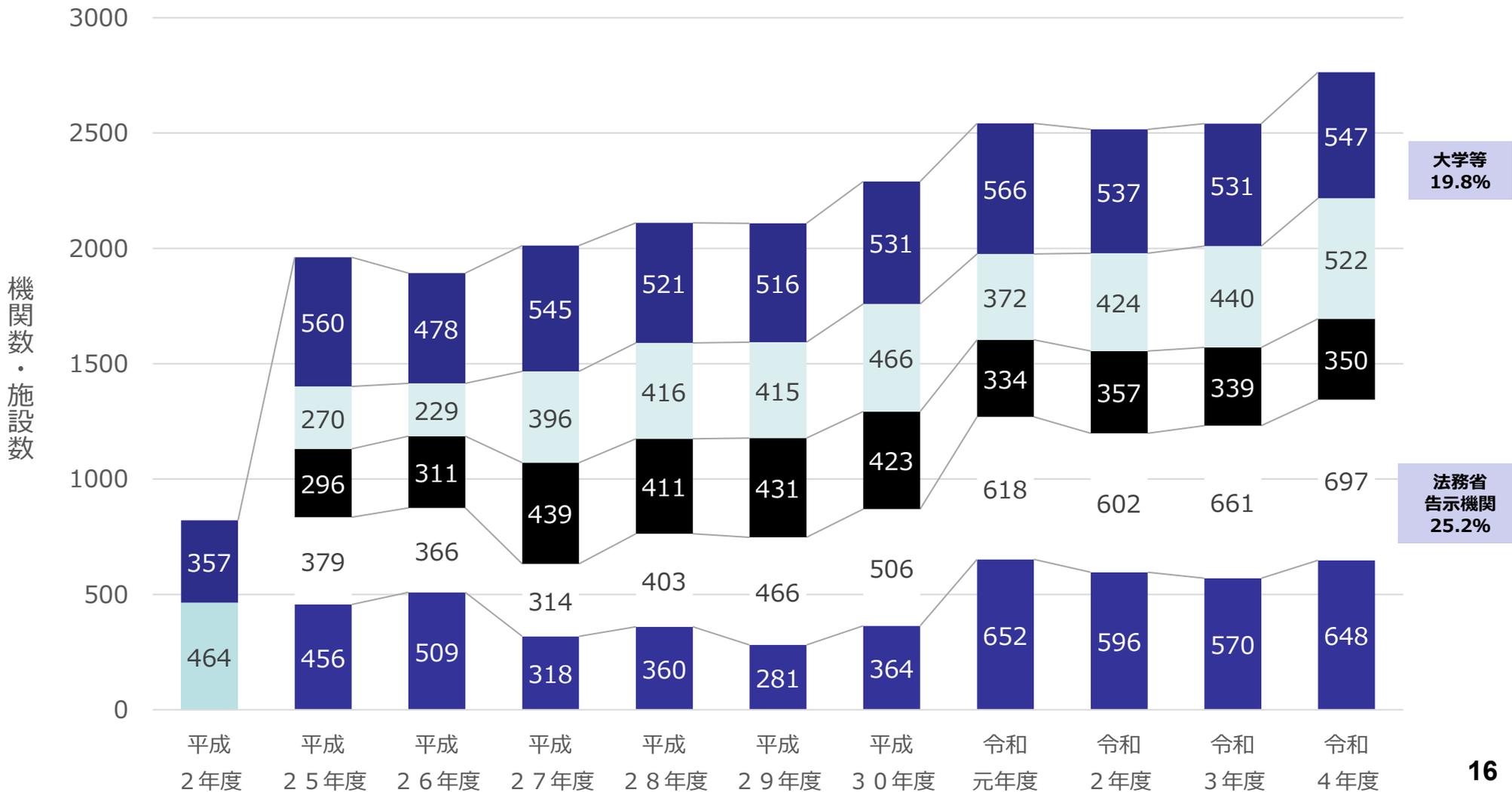
○令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大による制限により大幅に減少していたが、令和4年度は大幅に学習者数増加。令和4年度は、大学等24.8%、法務省告示校43.6%、地方公共団体等9.4%、国際交流協会8.9%、任意団体等13.3%であった。



日本語教育機関・施設等数の推移

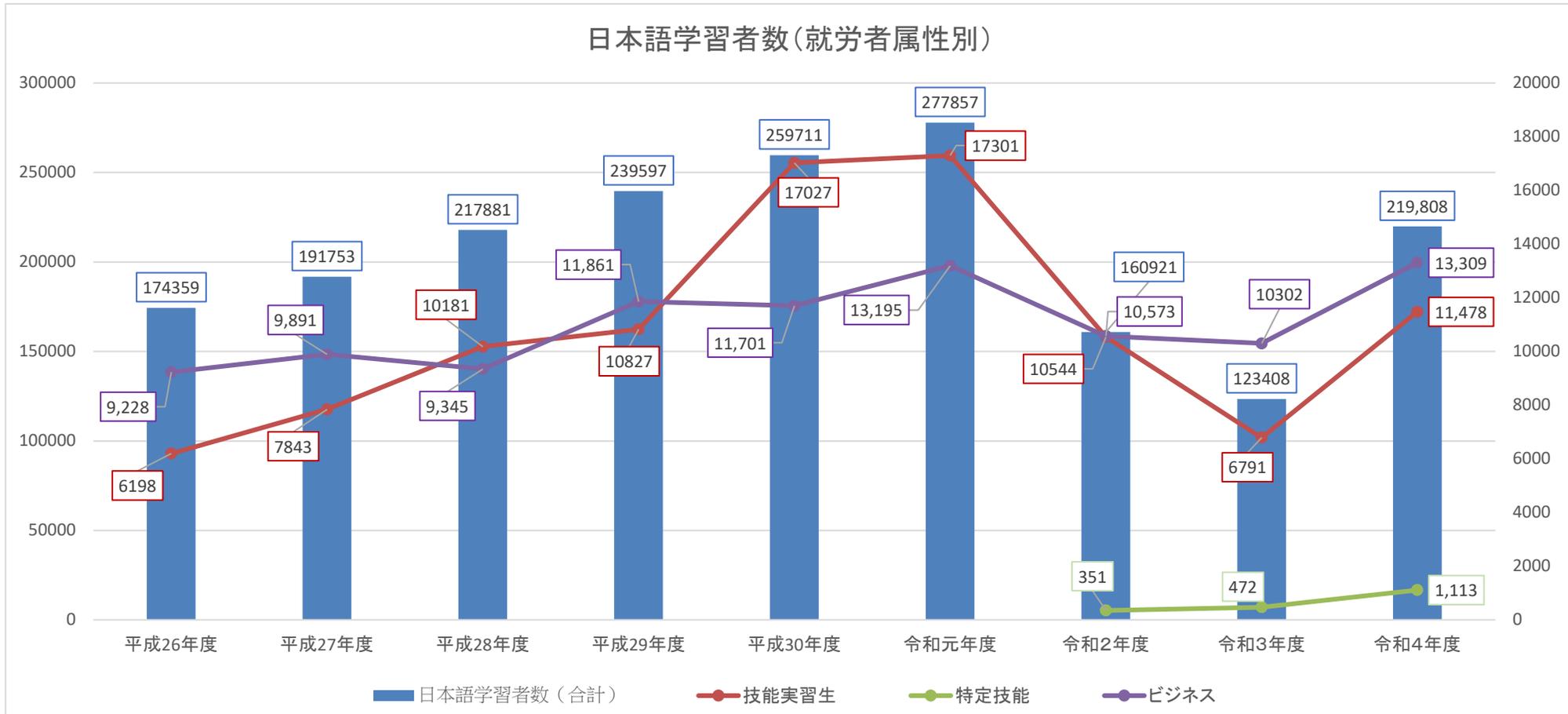
○令和4年度は、大学等19.8%、法務省告示機関25.2%、地方公共団体等18.9%、国際交流協会12.7%、任意団体等23.4%であった。

■法務省告示機関・任意団体等 ■任意団体等 ■法務省告示機関 ■国際交流協会 ■地方公共団体・教育委員会 ■大学等機関



機関別日本語学習者数の推移（就労者）

○技能実習生等はコロナ前の令和元年までに約3倍近くまで増加。

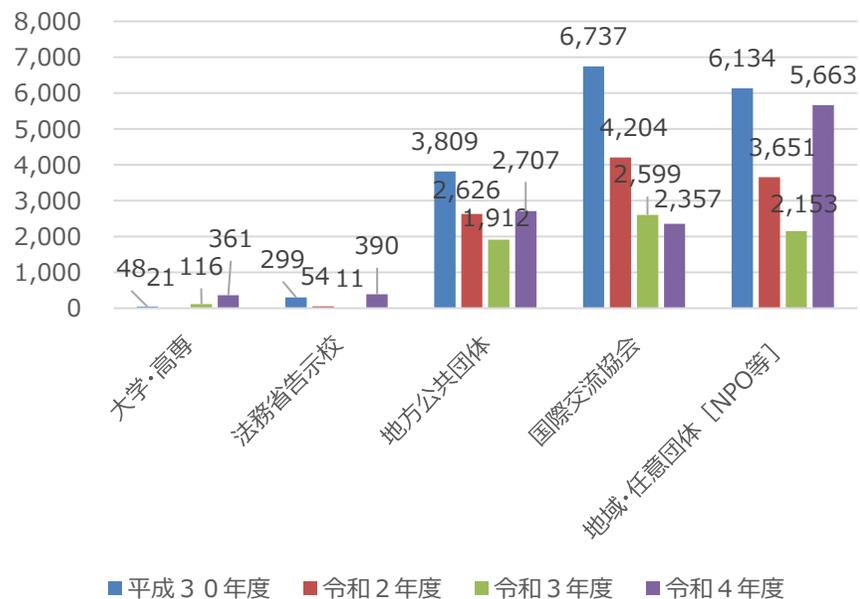


	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
日本語学習者数	174,359	191,753	217,881	239,597	259,711	277,857	160,921	123,408	219,808
技能実習生	6,198	7,843	10,181	10,827	17,027	17,301	10,544	6,791	11,478
特定技能	-	-	-	-	-	-	351	472	1,113
ビジネス	9,228	9,891	9,345	11,861	11,701	13,195	10,573	10,302	13,309

機関別日本語学習者数（就労者）

○技能実習生、ビジネス等学習者は自治体等の「地域日本語教室」で多くが学習

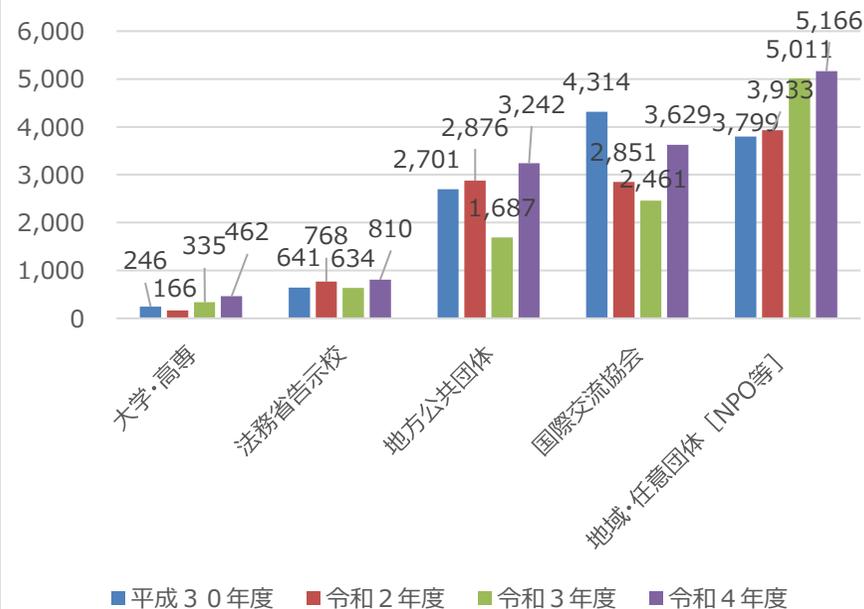
機関別日本語学習者数（技能実習生）



※カッコ内は機関数

	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大学・高専	48(4)	21(3)	116(6)	361(9)
法務省告示校	299(7)	54(10)	11(4)	390(12)
地方公共団体	3,809(172)	2,626(178)	1,912(131)	2,707(190)
国際交流協会	6,737(275)	4,204(215)	2,599(107)	2,357(209)
地域・任意団体 [NPO等]	6,134(158)	3,651(43)	2,153(219)	5,663(232)

機関別日本語学習者数（ビジネス）



※カッコ内は機関数

	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大学・高専	246(33)	166(29)	335(28)	462(37)
法務省告示校	641(114)	768(149)	634(153)	810(150)
地方公共団体	2,701(204)	2,876(202)	1,687(167)	3,242(249)
国際交流協会	4,314(254)	2,851(209)	2,461(194)	3,629(244)
地域・任意団体 [NPO等]	3,799(200)	3,933(465)	5,011(327)	5,166(381)

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

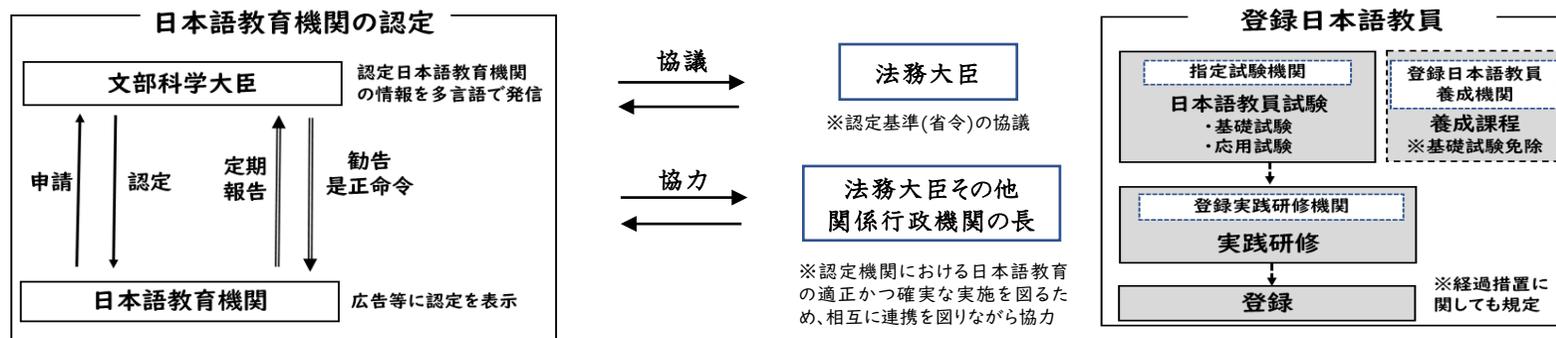
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。
- ※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

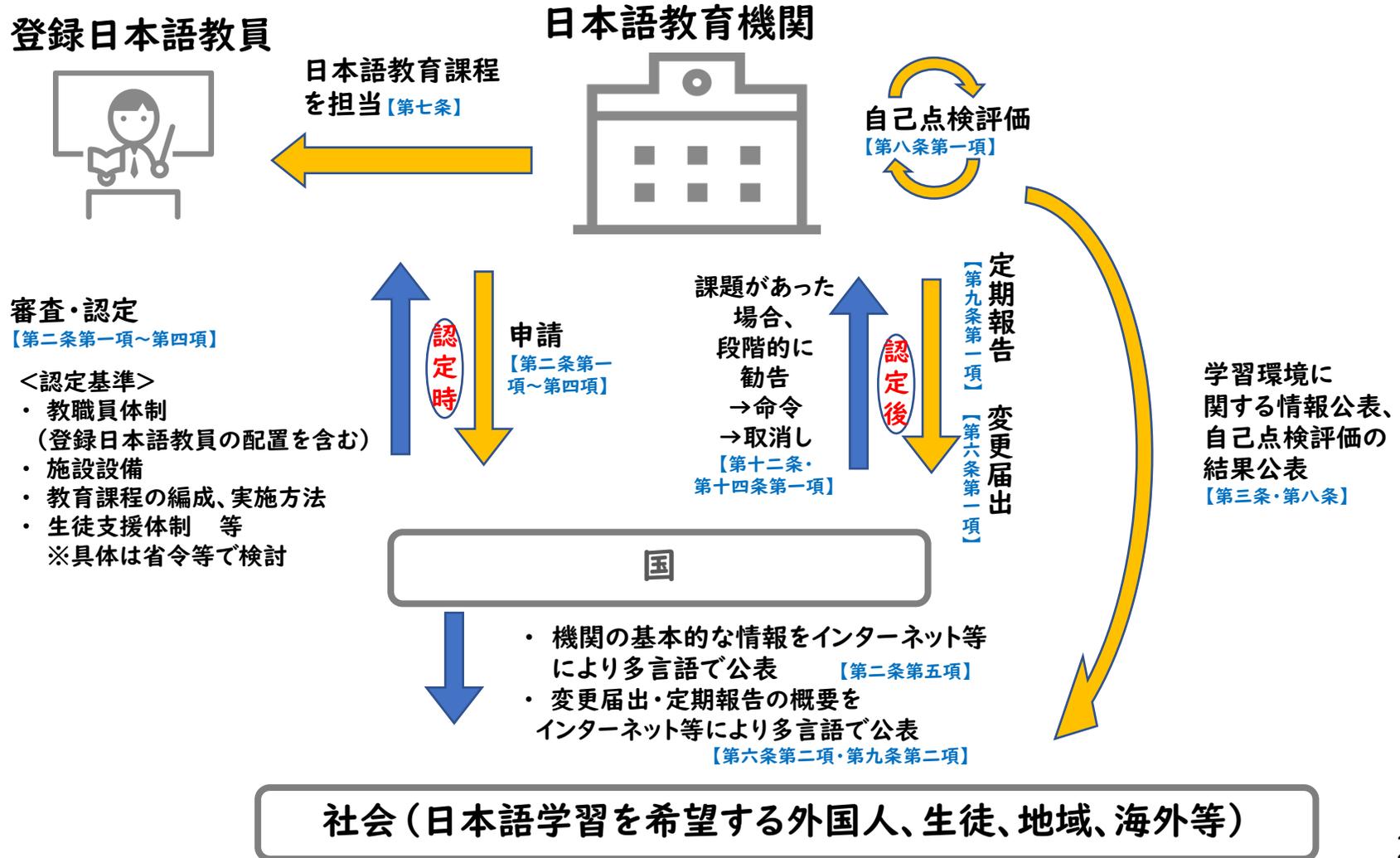
2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）

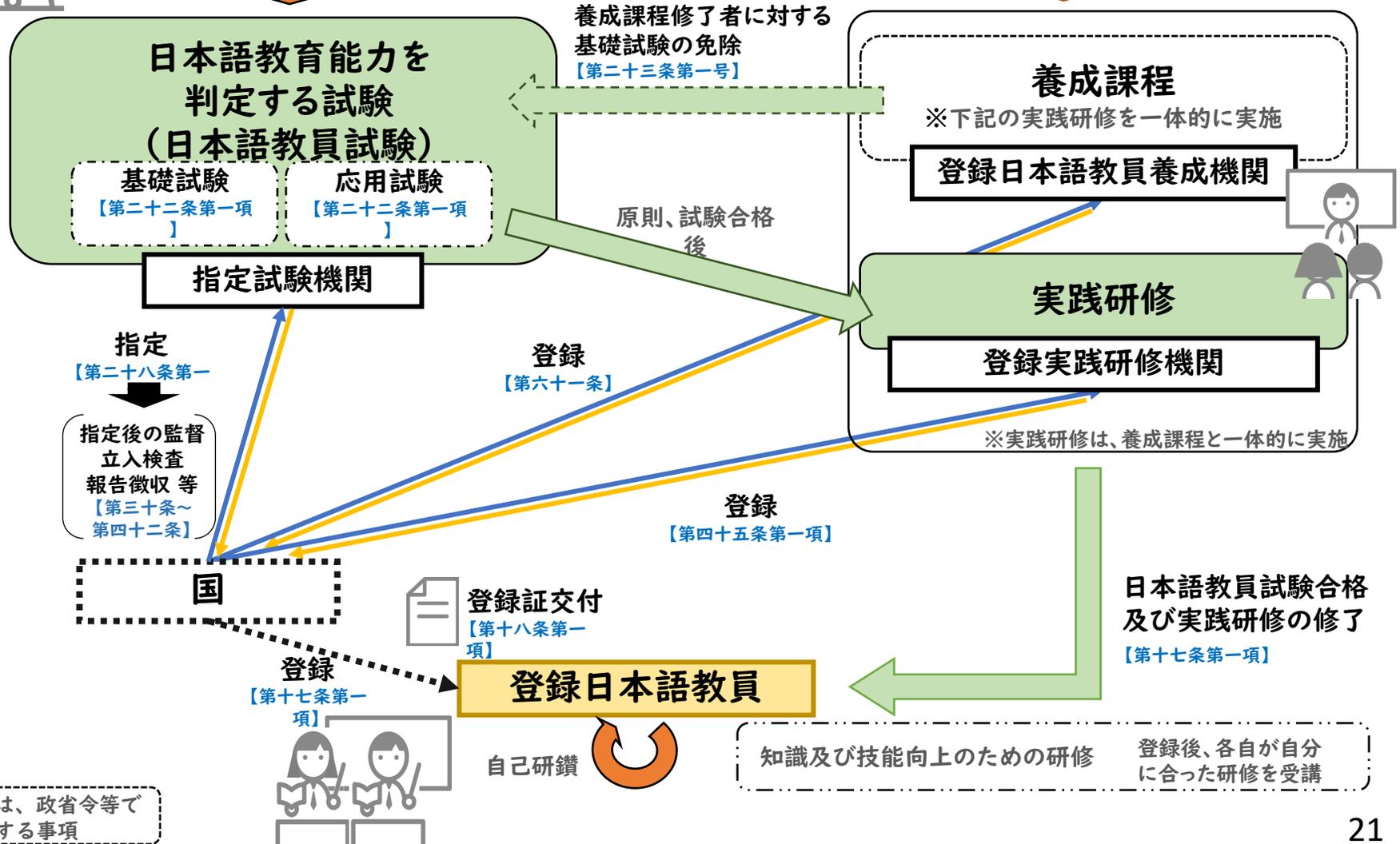
- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。



認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

日本語教師を目指す者（年齢、国籍、母語を資格取得要件としない）



※灰色は、政省令等で検討する事項

登録日本語教員の筆記試験・教育実習と求められる資質・能力の対応関係（イメージ）

I. 筆記試験

（日本語教育に関する必要な知識及び技能を確認）

【筆記試験①】

日本語教育に関する基礎的な知識及び技能

〈試験構成イメージ〉

【3領域】

- ・社会・文化・地域に関わる領域
- ・言語教育に関わる領域
- ・言語に関わる領域

→ 【5区分・15下位区分】

→ 【「必修の教育内容」50項目】

【指定日本語教師養成機関】において養成課程修了した者（筆記試験①免除）

※基礎的な知識・技能は、一定期間の学習を行った者であれば、習得されると考えられるため、指定を受けた養成課程の修了をもって筆記試験①の免除を想定

【筆記試験②】 日本語教育に必要な知識及び技能の応用

実際に日本語教育を行う際の現場対応や問題解決を行うことができる知識及び技能の応用



II 教育実習（実務に必要な教育実践の経験）

登録後に円滑に認定日本語教育機関で日本語教育を行うことができるようにするため、登録の要件として、一定の教育実践の経験を求める。

日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版
（平成31年3月4日）

3領域（「社会・文化」、「教育」、「言語」）

5区分（「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」）

日本語教師の養成段階に求められる「必修の教育内容」50項目

【社会・文化・地域】

- (1)世界と日本の社会と文化 (2)日本の在留外国人施策 (3)多文化共生
(4)日本語教育史 (5)言語政策 (6)日本語の試験
(7)世界と日本の日本語教育事情

【言語と社会】

- (8)社会言語学 (9)言語政策と「ことば」
(10)コミュニケーションストラテジー (11)待遇・敬意表現
(12)言語・非言語行動 (13)多文化・多言語主義

【言語と心理】

- (14)談話理解 (15)言語学習 (16)習得過程 (17)学習ストラテジー
(18)異文化受容・適応 (19)日本語の学習・教育の情意的側面

【言語と教育】

- (20)日本語教師の資質・能力 (21)日本語教育プログラムの理解と実践
(22)教室・言語環境の設定 (23)コースデザイン (24)教授法
(25)教材分析・作成・開発 (26)評価法 (27)授業計画
(28)教育実習 (29)中間言語分析 (30)授業分析・自己点検能力
(31)目的・対象別日本語教育法 (32)異文化間教育
(33)異文化コミュニケーション (34)コミュニケーション教育
(35)日本語教育とICT (36)著作権

【言語】

- (37)一般言語学 (38)対照言語学 (39)日本語教育のための日本語分析
(40)日本語教育のための音韻・音声体系 (41)日本語教育のための文字と表記
(42)日本語教育のための形態・語彙体系 (43)日本語教育のための文法体系
(44)日本語教育のための意味体系 (45)日本語教育のための語用論的規範
(46)受容・理解能力 (47)言語運用能力 (48)社会文化能力
(49)対人関係能力 (50)異文化調整能力

「社会・文化」

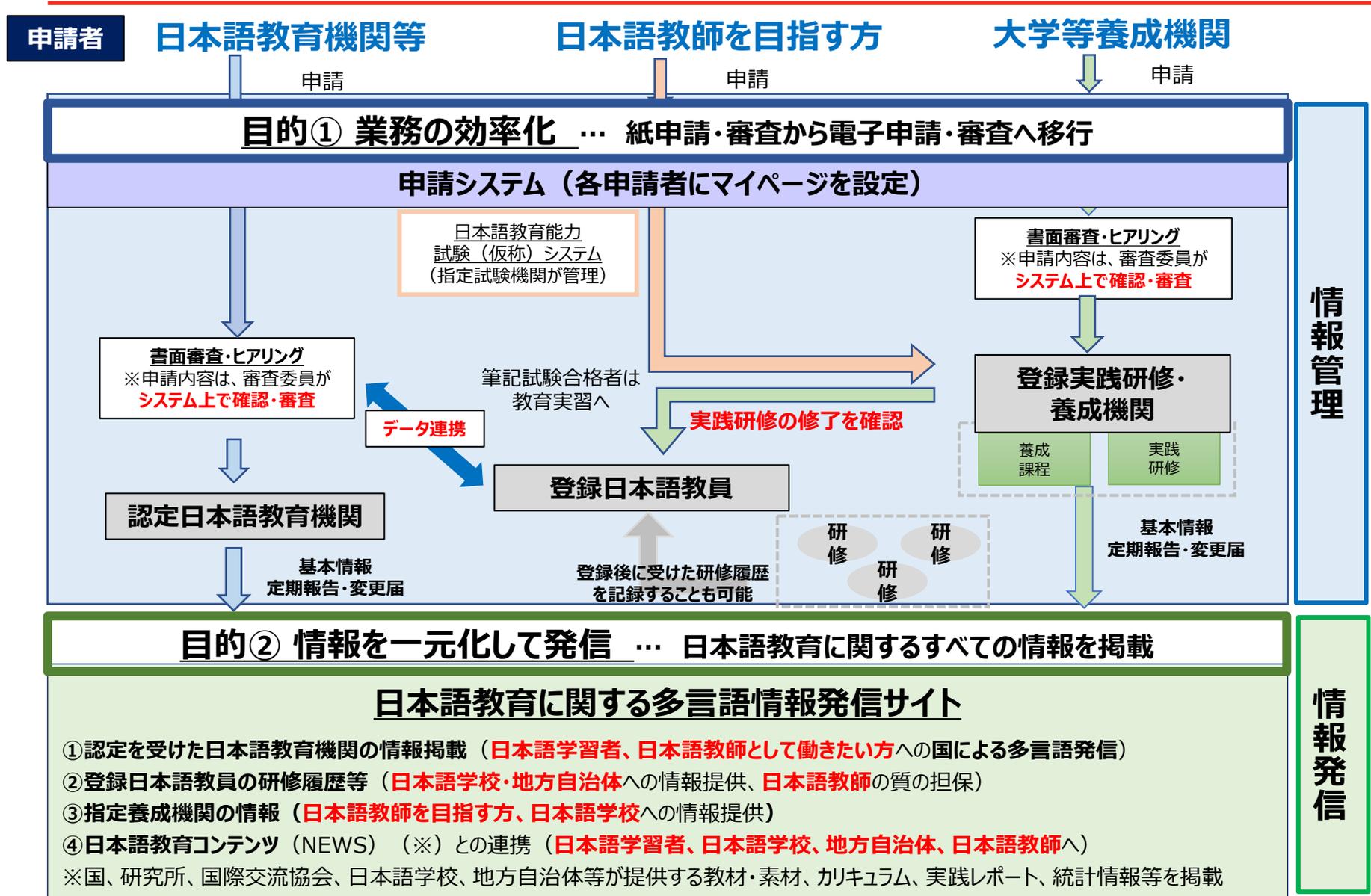
「教育」

「言語」

※上記50項目のうち、下線部分は「日本語教育の参照枠（報告）」
（令和3年10月12日）の内容を特に考慮することを想定。

※指定日本語教師養成機関では、養成課程の一部として教育実習を実施 22

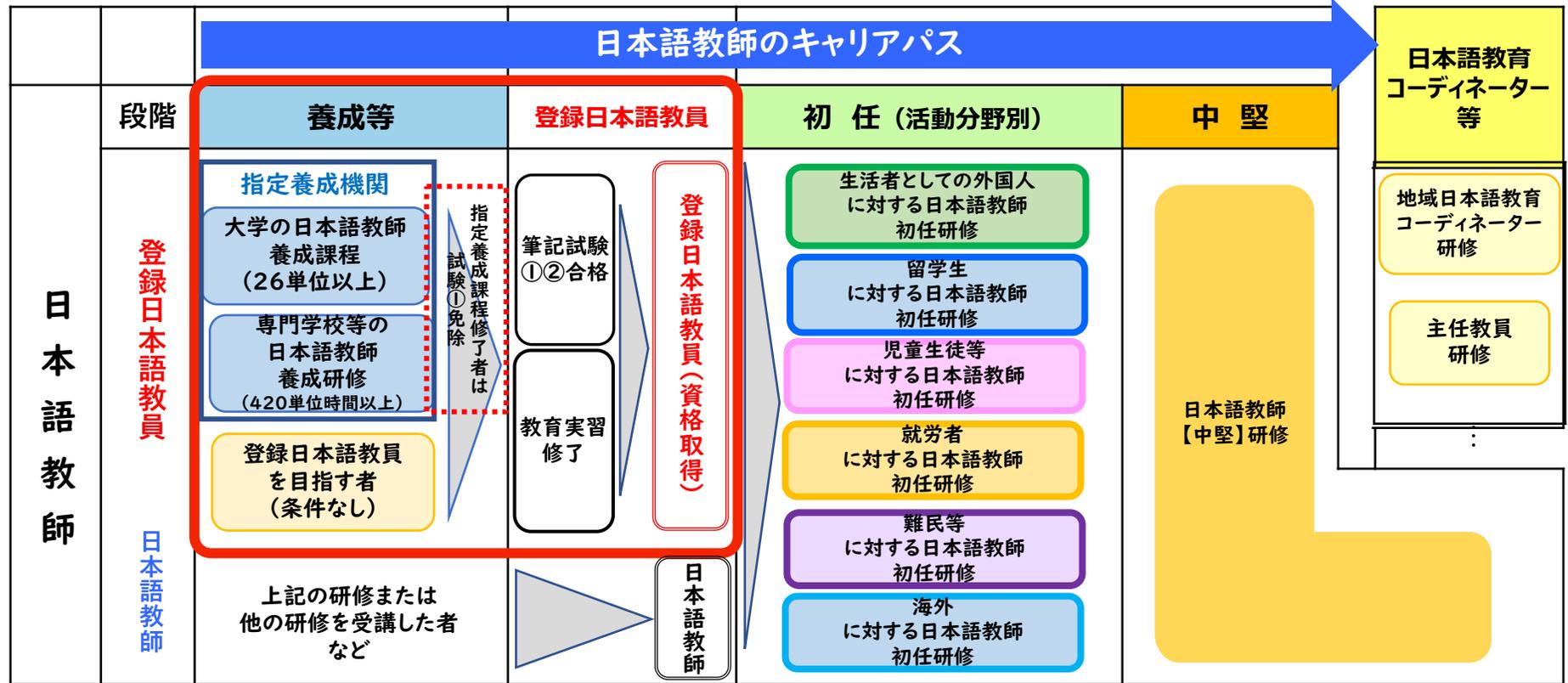
日本語教育に関する多言語情報発信サイト イメージ（案）



すべての日本語教育関係者のためのサイトへ（関係省庁・関係機関等のサイトにも掲載・情報発信予定）

新制度における日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ

- 日本語教師がキャリア形成を描けるような養成・資格取得・登録日本語教員・初任・中堅・日本語教育コーディネーター等の研修などの仕組みを構築
- あわせて、地域日本語教育を支える、地域日本語教育コーディネーター、日本語学習支援者（ボランティアなど）の育成・確保を推進

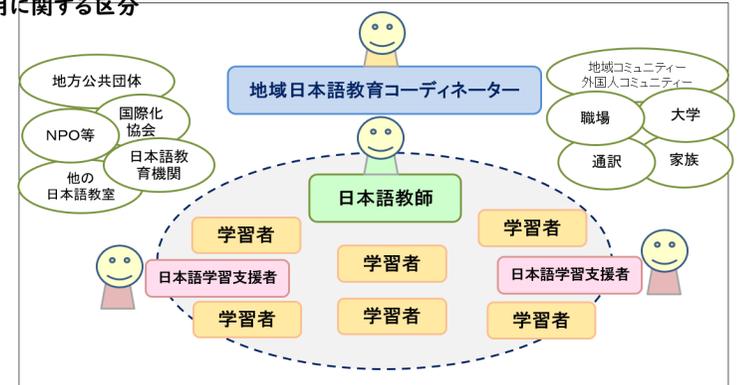


※試験①：日本語教育についての基礎的な知識及び技能に関する区分、試験②：日本語教育に必要な知識及び技能の応用に関する区分

日本語教育人材	日本語教師	日本語学習者に直接日本語を指導する者
	日本語教育コーディネーター	日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善、日本語教師等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者
	日本語学習支援者	日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に日本語学習者の日本語学習を支援し、促進する者（ボランティアとして参加）

日本語学習支援者は、○コーディネータや日本語教師と共に、日本語教育の現場に参加し、日本語学習を支援し促進する役割が期待される。

○地方自治体等が主催する研修が全国で実施されている。



今後の主な論点と方向性（案）

<認定日本語教育機関>

○日本語教育機関の認定

→ 機関が設置する課程の目的に応じ、「留学」、「就労」、「生活」の教育課程を認定。

（日本語習得レベルは、日本語教育の参照枠「留学」をB2相当以上、「就労」「生活」をB1相当以上）

→ 「就労」、「生活」の課程は、教職員の体制、修業期間等について、ニーズや特性を考慮した基準として検討。

○教育内容の確認について

→ 教育課程の目標設定等のためのコアカリキュラム（仮称）、その他、確認にあたって必要な観点など、審議会において検討、とりまとめ予定。それらを踏まえ、教育課程の体系性、担当教員等を確認。

→ 「聞く」・「読む」・「話す（やりとり）（発表）」・「書く」の5つの言語活動の実施を求める。

○在留資格「留学」による生徒受入れの在留管理上の対応について

→ 法務大臣への認定基準の策定協議等を通じて、在留管理上の基準の遵守を求める。

→ 教育活動継続が困難な事態等を想定した対応を検討（関係省庁連携による対応、生徒の転学支援の方針等を含む）。

○経過措置について

→ 法務省告示校、大学別科等の一定の経過措置期間と、具体的な対応の在り方を検討。

○多言語情報発信サイトの構築

→ 情報掲載サイトの構築・検証（令和5年度から実施。認定、登録などの申請受付システム機能など）

「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築**し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。

※  は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

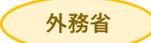
- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

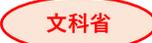
 文科省

 法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

 外務省

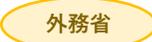
 文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

 文科省

 外務省

就労・生活関係

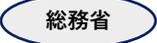
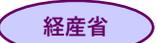
○「技能実習」「特定技能」制度における活用

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携 
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供 
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供 
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供 

【事例①】技能実習生に対する日本語研修 企業×インターカルト日本語学校

■ 設立年	1977年	■ 所在地	東京都台東区
■ 定員	500人	■ 対象	留学・生活・就労
■ 教員	53人(専任14, 非常勤39)		(2021年11月30日現在)

■ 技能実習生等の日本語教育プログラム

- 目的: 技能実習生等就労外国人に対する日本語教育の提供、対面による研修
- 対象: 企業の技能実習生等
- 場所: インターカルト福島サテライト校・委託企業各社
- 期間: 60時間(6か月) / 1ターム
- レベル: A1~B2相当(企業のニーズに応じて段階的に実施)
- 内容: ①業務の日本語: 個社ごとの作業手順等の習得
②生活の日本語: 来日直後 A1、2レベル対象
③JLPT対策: 宿題→解説式授業 N4→N2対応
- 教員: コーディネーター1名, 教員5名
- 学習者: 各社6名程度

■ 日本語を学ぶ技能実習生の声

- 日本語が分からなくて会社の人と話せなかったが、日本語を勉強してから、休憩時間も日本語でたくさん話ができるようになり、休憩時間が楽しくなった。
- 働くために日本に来たので、日本語の勉強は必要ないと思っていたが、JLPTに合格できて将来のことが見えてきた。仕事も日本語も頑張ってN2に合格し、将来は、国で多くの人々が仕事に就ける会社を作りたい。
- 仕事の日本語は難しいと思っていたが、マニュアルがテキストになっているので覚えやすい。

■ 特徴的な教育内容等

- ◆ 日本語教育コーディネーターが事前に企業と研修内容について調整を行い、日本語、日本文化・習慣、業務を学ぶ教育プログラムを作成し実施
- ◆ 職場での日本語によるコミュニケーションのほか、技能実習の業務内容と直結する仕事の日本語、実習生本人と企業からの要望が強いJLPT対策も行っている
- ◆ 企業には定期的に、学習状況及びレベルについて報告する



■ 日本語教育依頼企業(業態・分野など)

- ◎自動車整備会社(自動車メーカー・自動車整備工場等)
- ◎建設会社(とび(足場組立)・型枠施工等)
- ◎塗装業 ◎溶接業 ◎介護
- ◎スーパーマーケット(惣菜調理・精肉/鮮魚加工等)

(受注実績)

- ・東栄産業株式会社(建設) ・株式会社北斗型枠製作所(製造、溶接)
- ・トヨタカローラ福島株式会社(自動車整備)
- ・三春自動車工業株式会社(自動車整備)
- ・株式会社エコ(介護)
- ・株式会社リオン・ドールコーポレーション(小売業) ほか

【事例②技能実習生に対する日本語研修】 (公社)国際日本語普及協会AJALT

■技能実習生向け日本語レッスン

目的:技能実習生に対する来日後の集中日本語教育

対象:企業の技能実習生

場所:事業所への出張レッスン

期間:1日6時間×週5日×2週間

1ターム60時間

レベル:A1~B1相当

(ニーズに応じて段階的に実施)

内容:①文字学習

②行動体験型日本語教育(話す・聞く・読む・書く)

教員:コーディネータ1名,教員5名

学習者:5~20名



■日本語集中プログラムの一例

日程	テキスト	内容	文字学習
1	1・2	あいさつ、自己紹介、お礼、時間、予定	
2	3・4	買い物、依頼、食堂での注文	ひらがな カタカナ
3	5・6	身長・体重など自分の情報、意思表示、わからないことへの聞き返し、重さ・長さの単位	生活の中の文字 (標識など)
4	7・8	許可求め、指示を理解して行動する、物の所在を聞く	はがきの書き方
5	9・10	所在の確認、基本動詞を使って、日常生活についての簡単な受け答えをする	
6	11・12	体の不調を訴える、好みを尋ねたり答えたりする 交通機関を利用する、いろいろな作業動詞の理解	
7	13・14	依頼・禁止の表現、誘い・断りの表現	
8	15・16	形容詞を使って感想を述べる、理由を聞く・述べる、電話応答、職場で指示を仰ぐ	
9	17・18	職場で作業を報告する、動作を伴う自然な謝罪表現・復習	
10	19・20	職場で指示の確認をする、不備を伝えトラブルを回避する・試験	



- 設立年 1977年文部省認可 ■所在地 東京都港区
- 対象 生活・就労・難民等 ■教員(会員) 198人
- 対象別日本語教育、教師養成研修等を実施する専門教育機関
(2022年7月1日現在)

■特徴的な教育内容等

技術実習生は通常送り出し機関で一定の日本語教育を受けてから来日します。しかし、母国での教育は読み書きに焦点があたっているため、聞く・話すことに不慣れな学習者が多い傾向にあります。

来日後の日本語集中授業によって、本国で学習してきた日本語の知識が活性化され、コミュニケーション力が向上します。日本語教育を受けることにより、職場に必要なコミュニケーションがとれ、職場でのけがや事故などの危険回避もできるようになります。

AJALTでは、職場で交わされている日本語を調査して自ら開発した『あたらしいじっせんにほんご-技能実習編-』を使用し、日本語の指示を理解して行動すること、わからないことを聞き返し内容を確認することなど職場で必須となるコミュニケーション力をつけることに力を入れています。



英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語
かなワークブックや練習帳もあり
「口ならし」や「よく聞いてその通りに動く」など
体験型練習を徹底し、就労現場を支える外国人の日本語を、実践的な方法で短期間に養うことができます。

AJALTは、研修職種別の専門用語の導入など研修生活に必要な日本語プログラムを実施し、このような成果に対して依頼先から高い評価を受けています。

【事例③就労場面オンライン日本語研修】 文化庁委託：オンライン日本語教育実証事業

■海外就労希望者オンライン日本語コース

- 目的：就労場面における様々な実践的なタスクの達成を通じて日本語能力を習得し、日本の就労文化を理解する
- 対象：来日前の来日・留学希望の学習者
- 場所：学習者の職場または自宅等
- 期間：1回45分×20回、90分×2回、全24コマ
- 方法：オンデマンド・オンラインの組み合わせ型
- レベル：A2～Cレベル（主に話す・聞く能力）
- 内容：①反転授業（受講者用動画教材で個別学習）
②授業用会話動画を用いたオンラインクラス授業
- 教員：コーディネータ1名、教員2～5名
- 学習者：10～43名

■日本語集中プログラムの一例

【学習手順】

- ①受講者用動画で予習
（英語・中国語・ベトナム語の字幕あり）
- ②オンラインによるクラス授業
- ③事後課題（自宅学習）



【カリキュラム構成】

- 第1回 オリエンテーション（日本での就労に関する基礎知識）
- 第2～12回 コンビニの従業員と客の会話（11場面）
- 第13～20回 従業員と店長の会話（8場面）
- 第21・22回 店長と本部経営指導員の会話（2場面）

■ ウイズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業を活用した就労現場の会話を盛り込んだオンデマンド教材とカリキュラム開発及び日本語教育機関における実証

（株式会社JTB 2023年3月報告）

■特徴的な教育内容等

- ◆就労場面で実際に使われている「生きた日本語」を目・耳で学ぶことで、日本人の話し方や敬語の使い方、お辞儀などの振る舞いについても、場面の中で理解を深めることができる。
- ◆海外の学習者はレベル差・個人差が大きいことから、オンデマンド教材を活用した反転授業が効果的であり、何度も動画で学ぶことにより、前提知識を持った状態となり、授業参加時点で、運用練習に時間を割けるようになり、学習効果が高まる。
- ◆動画は一人の店員の店長になるまでの成長ストーリーとなっており、B1以上のレベルを持つ学習者も就労文化・日本事情を含めて、日本仕事をしてみたいとの動機づけともなった。
- ◆本国での学習内容にはバラつきがあることから、実際の就労前に日本語の話す・聞く能力を高めるとともに、日本の就労文化・マナーなどを習得するための日本語教育が必要。
オンデマンド・オンラインを組み合わせることにより、効果的効率的な教育機会を提供できる。



背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。
このような状況を踏まえ、本報告は、
 - ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの
 - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
 - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。



ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。

レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする

学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定

- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和5年度予算額
(前年度予算額)

600百万円
500百万円)

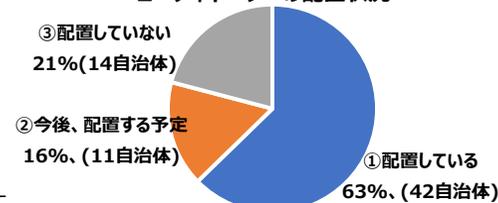


背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度中に「生活Can do」を公開予定。「地域における日本語教育の在り方について（報告）」(令和4年11月)では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性が示された。

※日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等については、「生活」に関する教育を行う機関も対象として、法案の早期提出を視野に検討中。

都道府県・政令指定都市における
コーディネーターの配置状況



「都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議」資料
(文化庁：令和4年1月)

事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3】 件数：55件（R4実績48件）

(1) 広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
 - 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
 - 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置
- 地域日本語教育
コーディネーターの人数増

(2) 地域の日本語教育水準の向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
 - 「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されたレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

(3) 都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】

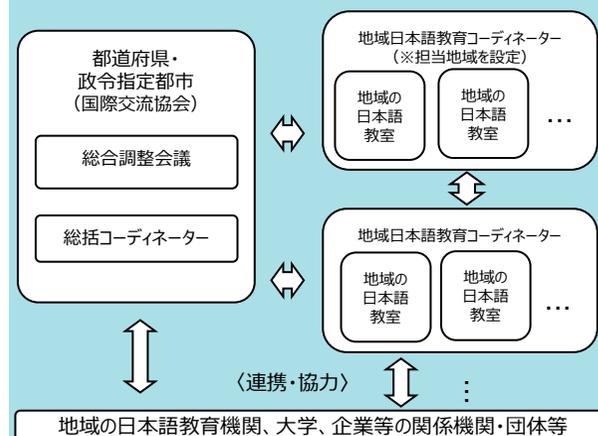
市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3】

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり



アウトプット（活動目標）

- 地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- 本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
(日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定)

インパクト（国民・社会への影響）

- 外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- 日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- 日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティネットとして機能する

令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

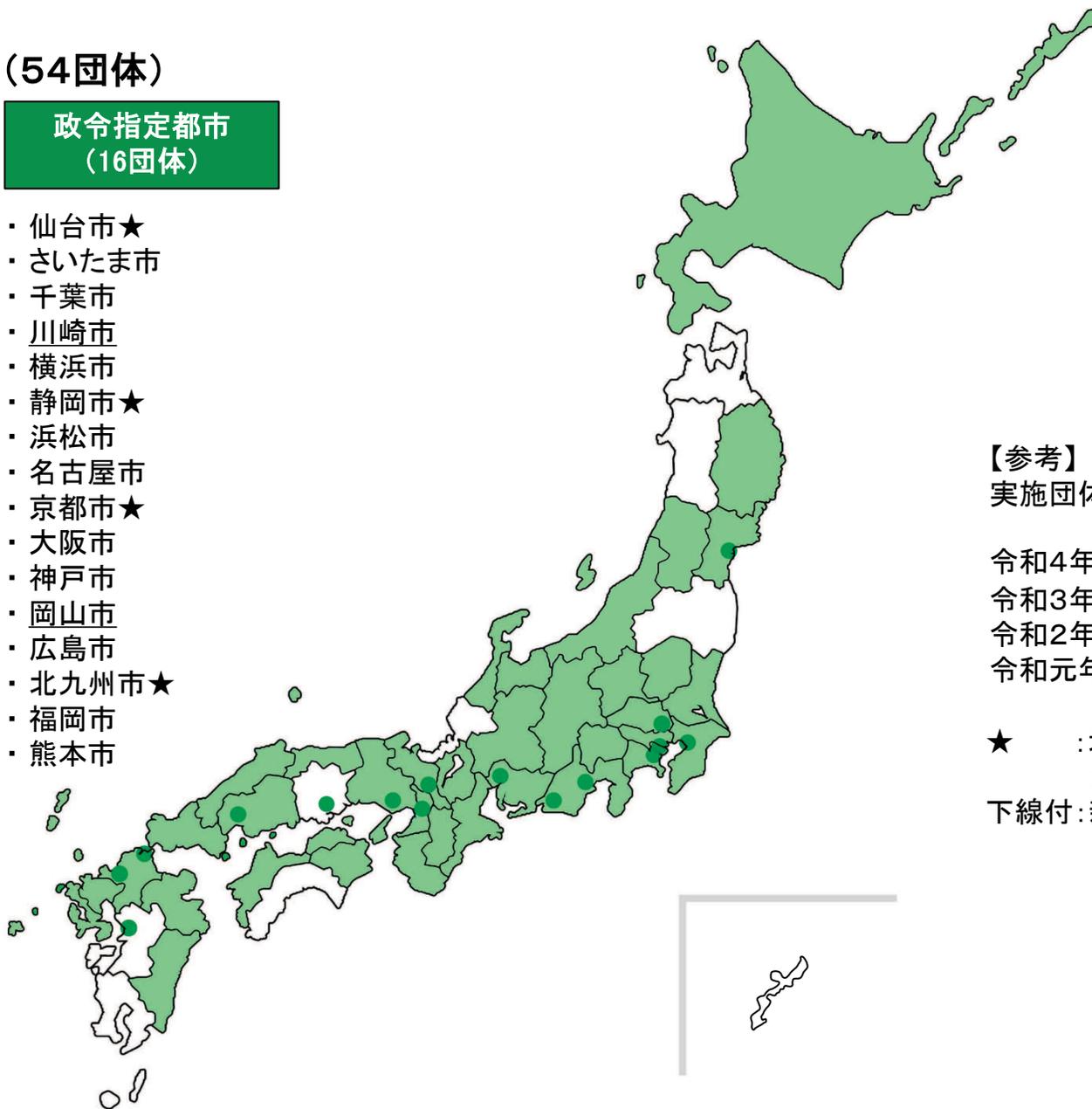
第1次採択(54団体)

都道府県
(38団体)

政令指定都市
(16団体)

- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・川崎市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】

実施団体数

令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

★ : 地域国際化協会
が応募

下線付: 新規応募団体

【参考】令和5年度「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」

地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
 - ・「日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）

（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋

【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）(A1からB1レベル)

No.	言語活動	カテゴリ	レベル	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例1	事例2
1	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を採し出すことができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 適切な医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	選択する病院を知る
2	発表	長く一人で話す：経験談	B1	体調が悪く、医療相談窓口で電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 適切な医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	症状の変化を説明する
3	読むこと	世情を把握するために読むこと	A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診察日や時間を確認することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 適切な医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	開院時間を確認する
4	やり取り	店や公共機関でやり取りをする	A2	電話で病院や歯医者の予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診察理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 適切な医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	予約を申し込む

【学習時間の目安】

地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

◎ 0～B1レベルまで 350～520時間程度
(470～780単位時間程度(1単位時間45分))

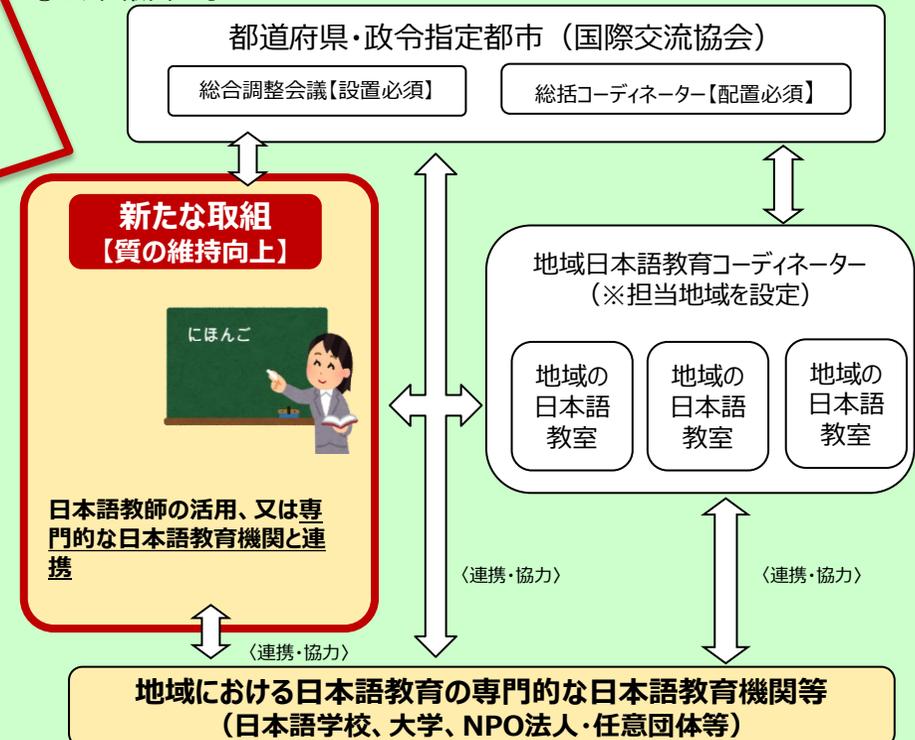
<参考>

0～B2レベルまで 700～1070時間程度
(933～1426単位時間程度(1単位時間45分))

具体的な内容とイメージ図

日本語教師の雇用や活用、専門的な日本語教育機関との連携による、「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラム開発・提供のための

- ①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の受講や実施⑤成果報告等





概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを開発・公開
(開発・運営：文化庁、委託：凸版印刷株式会社)

内容

- 生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト (R3:約170万アクセス)
- 活用方法等のセミナーの開催 (R3:約2,000人参加登録)

対応言語 全17言語

中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語
※中国語(繁体字)は、令和4年12月22日公開

使い方ガイドブック等の作成

活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- 使い方ガイドブック
- パンフレット
- ポスター
- 広報用動画



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとり、生活できるようになったりすることを目指して、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう



はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ

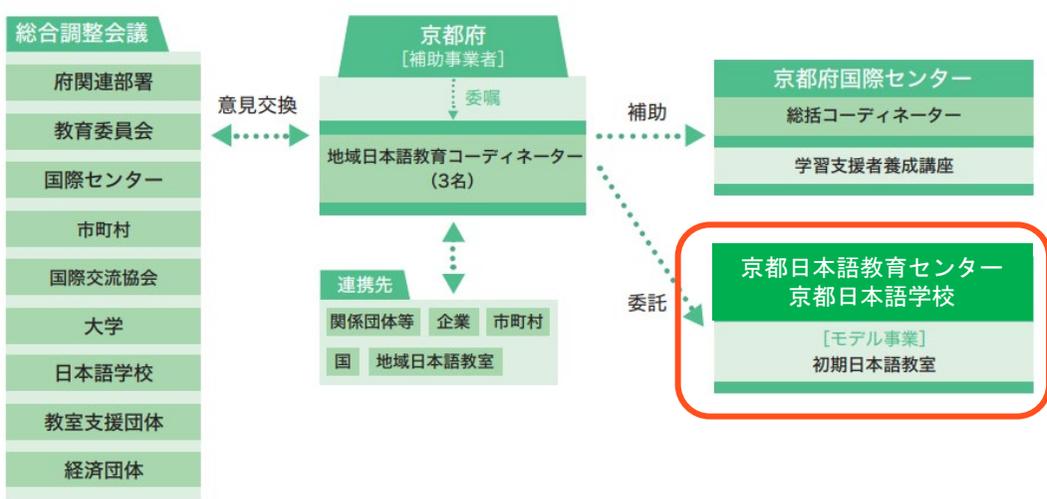


事例④京都府×京都日本語学校 【定住外国人向け日本語教室】

■ 定住外国人のための日本語教室

目的:「生活者としての外国人」に対する
入門・初級レベルの生活日本語教育
対象:京都府在住の外国人
場所:城陽市(第2期は令和3年1月からオンライン)
時間数:2時間×週3日×6か月×昼・夜クラス
350時間
レベル:生活に必要な基礎日本語(A2相当)
教員:3名(交代制)
学習者:30~50名

■ 京都府との連携体制



公益財団法人京都日本語教育センター 京都日本語学校の概要

■ 設立年	1950年	■ 所在地	京都府京都市
■ 定員	130人	■ 対象	留学・生活・就労
■ 教員	30人(専任:5人, 非常勤:25人)		

■ 特徴的な教育内容等

- ◆ ボランティアの課題として初期日本語指導が挙げられたため、日本語の基礎的な会話や読み書きをゼロから学べる入門コースを京都府が京都日本語学校に委託・実施
- ◆ モデル教室として、府内の地域日本語教室から学習支援者の見学を受け、学習支援者の育成やカリキュラムの開発等も支援
- ◆ 修了者が最寄りの地域日本語教室で自律的に学習を継続できるよう日本語学習の土台・基礎を作る日本語教師を配置
- ◆ 日本語教師が授業を行い、授業見学を行った日本語学習支援者と日本語教師が意見交換を実施することで、交流の場としても機能
- ◆ あいさつや生活の中で使う単語・表現の学習と文化習慣の理解を大切にする



事例⑤山梨県×ユニタス日本語学校 【県内全域の日本語教育体制整備】

ユニタス日本語学校の概要

- 設立年 1983年
- 所在地 山梨県甲府市
- 定員 520人
- 対象 留学・生活・就労
- 教員数 34人(専任:8人、非常勤:26人)

市町村に対する「生活者」向け日本語教室設置支援

特徴的な教育内容等

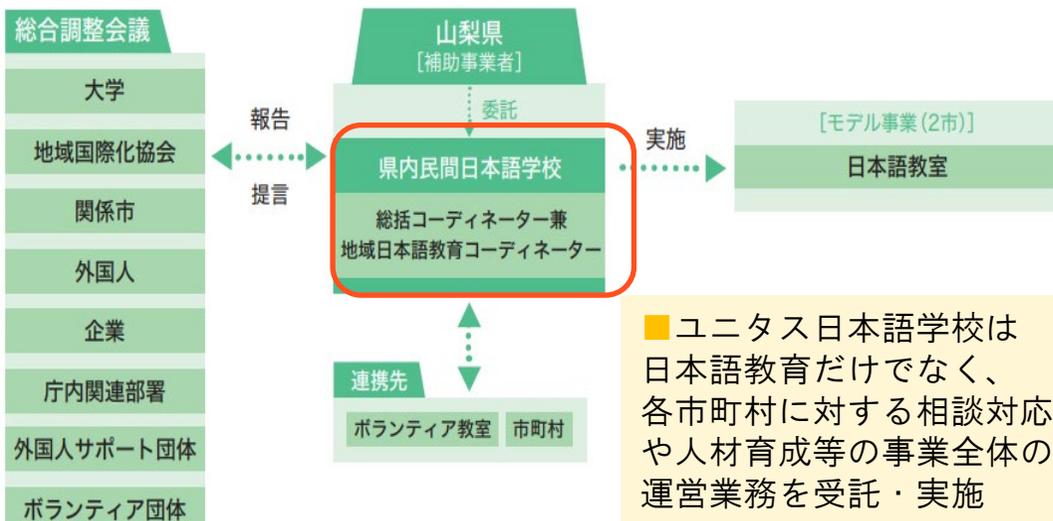
- 目的: 「生活者としての外国人」に対する入門初級レベルの日本語教育の施行実施
- 対象: 山梨県内に在住する外国人
- 場所: 山梨市・笛吹市
- 時間数: 1回2時間×37回、計74時間
- レベル: 生活に最低限必要な日本語コミュニケーション能力A2相当レベル
- 教師: 3名(交代制)

- ◆ レベルチェックを行い、日本語能力に応じたグループ分けを行う。
- ◆ 在住外国人と地域住民、日本語教師が参加し、初期学習と対話交流活動の両要素を取り入れた教室。
- ◆ 全体指導を日本語教師が担い、グループの細かな指導を日本語学習支援者がサポートする形式
- ◆ 外国人住民への理解を深め、コミュニケーションスキルを身につけるための地域住民向け研修
- ◆ 学習内容(3部構成)
 - ① 日本語教師による全体学習
 - ② レベルに応じたグループ別学習
 - ③ 学習項目を運用する全体活動

山梨県の日本語教育連携体制

◆ 活動例

病院、美容院に行く等、生活に根差した日本語



ユニタス日本語学校は日本語教育だけでなく、各市町村に対する相談対応や人材育成等の事業全体の運営業務を受託・実施

